

国家戦略特区等ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和8年5月25日（月）15時05分～15時55分
- 2 場所 永田町合同庁舎7階 特別会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	澁谷 遊野	東京大学大学院情報学環准教授
委員	安念 潤司	中央大学名誉教授
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
委員	堀 真奈美	東海大学健康学部健康マネジメント学科教授
委員	安田 洋祐	政策研究大学院大学教授

<自治体等>

橋間 亮二	東京都	政策企画局構造改革推進担当部長
岡田 茂也	北海道	総合政策部地域創生局地域戦略課地域創生推進室 地域創生推進室長
武藤 健	北海道	総合政策部地域創生局地域戦略課地域創生推進室 主幹
村橋 哲矢	一般社団法人外国人美容師監理実施機関	理事長

<省庁等>

財津 依人	出入国在留管理庁	政策課	政策調整室長
稲津 年伸	出入国在留管理庁	在留管理課	在留審査指導室長
宮越 奏子	厚生労働省	健康・生活衛生局	生活衛生課 課長
三國 良樹	厚生労働省	健康・生活衛生局	生活衛生課 課長補佐

<事務局>

小山 和久	内閣府	地方創生推進事務局	審議官
松本 修一	内閣府	地方創生推進事務局	参事官
松平 健輔	内閣府	地方創生推進事務局	参事官

（議事次第）

- 1 開会

- 2 議事 外国人美容師育成事業の運用状況等について
- 3 閉会

○松本参事官 それでは「国家戦略特区ワーキンググループヒアリング」を開始いたします。

本日の議題は「外国人美容師育成事業の運用状況等について」ということで、東京都様、北海道様、一般社団法人外国人美容師監理実施機関様、出入国在留管理庁様、厚生労働省様にオンラインにて御出席をいただいております。

本日の資料は、東京都様、北海道様から御提出をいただいております、いずれも公開予定です。

また、本日の議事についても公開予定であります。

本日の進め方についてですが、まず事務局より本日のヒアリングの趣旨について説明を行った後、東京都様、北海道様から資料について御説明をいただき、出入国在留管理庁様、厚生労働省様から見解を伺うことといたします。その後、委員の方々による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは「外国人美容師育成事業の運用状況等について」の国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開催いたします。

本日は、東京都及び関係団体、北海道、関係省庁の皆様にご参加いただき、ありがとうございます。

それでは、まずは内閣府地方創生推進事務局から本日のヒアリングの趣旨について御説明をお願いいたします。

○松平参事官 内閣府地方創生推進事務局参事官の松平でございます。

本日の議題の外国人美容師育成事業につきましては、令和3年に創設された特例措置で、日本の美容師育成施設で修学する外国人留学生が美容師免許を取得したとしても、日本で美容師として就労する在留資格がないところ、一定の要件の下で、美容師免許取得後、最大5年間美容師として就労することを認めるという特例でございます。これにより、インバウンド需要に対応するとともに、日本式の美容に関する技術・文化の世界への発信や日本の美容製品の輸出等につなげていくことを目的としています。

今年2月に開催した区域会議において、黄川田大臣から、国家戦略特区制度においては、我が国を取り巻く経済社会情勢の変化等を踏まえつつ、不断の見直しを行うこととされており、本事業も例に挙げ、これまでの技能実習制度が育成就労制度や特定技能制度に移行するなど、特例措置の創設時からの情勢の変化が見られるものもあるのではないかと御指摘があり、それも踏まえ、既存の特例措置の在り方についても今一度点検・検証し、必要に応じて見直しを進めるようとの御指示をいただいております。

このため、本日のワーキンググループヒアリングにおいて、関係自治体及び関係団体、関係省庁とともに、本事業の運用状況や今後のフォローアップ、効果検証の在り方等について確認したいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、東京都からこれまでの運用状況や課題、今後のフォローアップ等について御説明をお願いいたします。

○橋間部長 東京都政策企画局構造改革推進担当部長の橋間と申します。

日頃より国家戦略特区制度における東京都の取組に御理解、御協力賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、こちらの資料に基づきまして、外国人美容師育成事業のこれまでの取組状況等について御説明をさせていただきます。

初めに、資料の上の部分でございます。外国人美容師として就労するための要件・スキル等でございます。外国人美容師として就労するには、日本語能力試験におきましてN2相当以上、また日本の国家資格である美容師免許を取得しているということが要件となっております。日本語能力のN2というものは、日常的な場面で使われる日本語の理解に加えまして、例えば新聞や雑誌の記事などの文章をある程度理解できるなど、より幅広い場面で使われる日本語を一定程度理解することができるレベルを指しております。そのため、他の在留資格に比べましても、より高度な日本語能力を要件としてございます。また、日本の美容師国家試験を受験するには、日本の美容師養成施設を卒業する必要があるがございますので、こちらの方は日本の美容専門学校で修学の上、外国人美容師として就労しているということでございます。

続いて、中ほどの現在の事業の状況でございます。令和7年度末で育成機関として41の美容所が登録されてございます。また、13名の外国人美容師が就労してございます。令和4年の事業開始以降、育成機関数、就労者数ともに着実に増加してきている状況でございます。

続きまして、下のほう、技術の修得状況でございます。外国人美容師の方々は、育成計画に沿って、日本の美容に関する実践的な知識や技能を積極的に修得しているところでございます。育成機関からは、会社主催の勉強会に積極的に参加している、また通常のスケジュール以外にもコンテストに参加して賞を取っているなど、技術修得に向けた意欲が高いとの声を聞いてございます。

こうした中、右側ですけれども、既に3名の外国人美容師の方がスタイリストとして活躍しております。一般的にスタイリストとなるにはアシスタントの期間として3年程度かかりますので、今後その他の外国人美容師の方々につきましても順次スタイリストとしてさらに活躍されていくと見込んでございます。

続きまして、資料の2枚目を御覧ください。インバウンド需要への対応状況でございます。外国人美容師の方々が働く店舗には、外国人のお客様が全体の2割を超える店舗も複数あるなど、外国人のお客様を接客する機会が多い状況でございます。

また、そうした外国人のお客様から好意的な評価をいただいております。口コミ評価が高く、特に接客について高評価をいただいているですとか、出身国が同じお客様と関係性の構築が見える、同じ外国の方だからこそできる気遣いや安心感があるといった声を聞いてございます。

また、育成機関からも外国人美容師の方々の活躍について高い評価をいただいております。外国人美容師の方が間に入り通訳をしてもらえたことでお客様の細かな要望も受け取ることができた

ですとか、仕事が丁寧であるですとか、日本人では気づかないポイントに気づいてくれるといった声を聞いてございます。

また、下段ですけれども、従前より日本の美容技術には外国人のお客様から高い評価をいただいております。細やかな接客やサービス、希望スタイルの再現性の高さに感動してもらえた、日本の技術は丁寧でクオリティーが高いと褒められることが多いなどの声を聞いてございます。

こうした技術の高さは、日本で美容技術を学ぶ大きな動機にもなっており、日本の美容学校に通う留学生からは、日本で美容技術を学び、国家資格を取得することへのステータスを感じているといった声も寄せられてございます。

今後とも、東京都は本事業を着実に推進しまして、日本の優れた美容技術・文化の発信を通じて、クールジャパンの推進にも貢献してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、北海道から事業の開始に向けた準備状況や今後の見通し等について御説明をお願いいたします。

○岡田室長 北海道庁の地域創生推進室長の岡田と申します。

日頃から北海道における国家戦略特区の推進に向けまして御理解を賜り、誠にありがとうございます。

北海道からは、旭川市及び滝川市を対象エリアとしまして実施予定の外国人美容師育成事業に関する状況について御説明いたします。

近年、北海道内の美容室におきましても、海外の利用客の方々が来訪しておりまして、外国人への対応が必要となっております。しかしながら、在留資格上は日本の美容師免許を保有する外国人の就労は認められておらず、日本の美容学校を卒業した外国人が日本式の高い美容技術や知識を実務を通じて学ぶ機会がないのが現状となっております。

このたび、旭川市に所在する事業者から本事業の活用について相談がありまして、旭川と近隣にあります滝川というエリアの美容室の外国人利用者への対応力強化を目的としまして提案がございまして、本年2月に開催されました第4回区域会議におきまして、区域計画への追加について提案を行いまして、本年3月10日付で旭川市及び滝川市を対象エリアとしまして認定をいただいたところであります。現在、相談者をはじめとしました関係者の御意見を伺いながら、事業の詳細について検討しているところでございます。今後、関係省庁とも協議を行いまして、本年度中に事業を開始するよう協議などを進めているところでございます。

北海道からの説明は以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、出入国在留管理庁から本事業の運用状況等に対する見解をお願いいたします。現在の外国人の受入れ等をめぐる施策との関係など課題や懸念もあれば、併せてお話しいただきますようお願いいたします。

○財津室長 出入国在留管理庁の政策調整室長をしております財津でございます。

本日は発言の機会をいただき、ありがとうございます。

令和3年7月に運用を開始したこの事業ですが、日本の美容師養成施設を卒業して美容師免許を取得後、一定の要件の下で美容師としての就労を通じた技能修得を認める、帰国後に日本式美容に関する技術や文化を世界に発信する担い手となってもらう、これによりクールジャパンの推進を図るとともに、インバウンドの需要に対応する、このように承知してございます。

一方で、黄川田大臣の御発言でも言及されましたけれども、新しい制度ですね。令和9年4月から運用を開始する育成就労制度でございます。こちらは人手不足分野において、海外から外国人を受け入れて特定技能1号水準の人材を育成するといったことなどによりまして、長期にわたって日本の産業を支える人材を育成・確保することを目指すものでございます。

このように、両制度の趣旨・目的は異なるものであると理解しておりまして、それぞれの趣旨・目的に沿って適切に運用されると、そういった判断はあり得るのではないかと考えているところでございます。

付け加えるべき点があるとしたしますと、在留資格の所管省庁としての観点からは、本事業は本来は認められない外国人美容師の就労を目的とする在留といったものを、特区制度の趣旨・目的に照らして適切であると判断されたことから、特例的に認めるものだと理解してございます。そのため、特区事業の所期の目的に沿った効果が上がっているか、こういったことについては適切に確認される必要があるのだろうと考えてございます。

今回、東京都様と北海道様からの報告を拝聴しまして、改めて事業のフォローアップ、効果検証、こういったことが適切に行われることの重要性を確認した次第でございます。まだ令和5年度に第1号が入ってきたばかりだということではございますけれども、改めて出入国在留管理庁としましては、引き続き関係省庁、関係自治体と連携しながら、この事業の実施状況については注視してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省から本事業の運用状況等に対する見解をお願いいたします。

○宮腰課長 厚生労働省の生活衛生課長の宮腰です。

今の御説明にもありましたが、本制度につきましては、日本の美容技術の発信、そうしたものに役立てるという趣旨だと理解してございます。先ほどの東京都さんからの御報告ですと、まさに日本の美容技術が高いという面を御活用いただいて、外国人の方にも御提供いただくことができているのかということが報告の中では分かったかと思っております。引き続き、この事業の実施状況も拝見しながら、こうした目的がきちんと実行されているのかをまたお伺いしていければと思っております。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。落合先生、お願いします。

○落合座長代理 皆様、御説明いただきまして、ありがとうございました。

自治体の方と出入国在留管理庁様、また内閣府にもそれぞれお伺いしたいと思います。

まず、自治体の皆様ですが、本日も議論になっているかと思いますが、在留されている外国人美容師の方が令和10年度以降に帰国するというので、そういうときに帰国した後のフォローアップや効果検証は非常に重要な論点ではないかと思います。それをどのように行っていくかを、東京都様、北海道様でももしお考えがあれば、お伺いできるとよいかと思っております。

出入国在留管理庁様につきましては、先ほど御説明いただいた中でも意識しておられたところではあるかとは思いますが、の外国人の受入れが高市政権の中で行っている施策との関係で、社会的にも様々な意見がある中で、調整をしていくことは重要なのではないかと思っております。そういった中で、入管庁として特区制度の活用にあたって、特にこのように考えておられるというところや、留意をしていく必要があるのではないかとと思われるような点があれば、ぜひ教えていただきたいと思えました。

最後に、内閣府に確認ということですが、先ほども議論させていただきましたが、フォローアップや効果検証について、まず現行のルールがどのようなになっているのかと、特区の活用という中で、効果検証をよりしっかり行っていくこと、行っていった上で成果があればそれをPRしていくことが重要な事案であるように思います。こういった点について、既に十分ルールがあるのか、まだ十分でないところがあれば制度の見直しも含めて検討していくこともあるのではないかと思います。どう思われますか。

3点、以上でございます。

○中川座長 それでは、まず帰国後のフォローアップにつきまして、東京都様、北海道様、お願いいたします。

○橋間部長 落合先生、御質問ありがとうございます。東京都でございます。

帰国後のフォローアップですけれども、本事業は外国人美容師の方々が帰国後、日本の美容の技術を発信することでクールジャパンの推進にもつなげていくことを効果として期待してございまして、その状況の確認の手法等につきましては、今後監理実施機関や育成機関、内閣府とも連携しながら、具体的な方策について検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○中川座長 北海道様、いかがでしょうか。

○岡田室長 北海道でございます。落合委員、ありがとうございます。

北海道におきましても、先行しております東京都の動向なども確認をし、情報共有などもさせていただきながら、北海道内の今回の旭川市、滝川市の関係の事業者などとも丁寧に連携、ヒアリング等も行いながら、今後のフォローアップの対応についても検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○中川座長 それでは、2番目の落合委員の質問ですけれども、この特区制度の活用に関して基本的なスタンスや留意すべき観点があればということですが、出入国在留管理庁様、いかがでしょうか。

○財津室長 出入国在留管理庁政策調整室長の財津でございます。

落合委員からの御指摘につきましてですが、本事業の活用いかににかかわらず、我々が気を付けているところがございますが、一般論として外国人の受入れの提案に関する提案の実現や実施について検討する際には、その具体的ニーズや政策効果のみならず、出入国在留管理の観点からは外国人の受入れが秩序ある形で適正に行われることが担保されることが重要だと考えてございます。

その上で、落合委員からもありましたけれども、外国人の受入れ施策、今、様々議論されて、適正化等も含めて実施しているところがございます。ですから、こういった特区制度に基づく施策を推進していく際には、その外国人の受入れに関連する諸制度や政府全体の施策との整合性、こういったものにも留意する必要があると考えてございます。

その上で、黄川田大臣の御発言にありました、本事業と育成就労制度との関係につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。それぞれの趣旨・目的に沿って検討されていくことが重要であると考えております。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、フォローアップのルールに関しまして、内閣府地方創生事務局からお願いします。

○松平参事官 内閣府地方創生推進事務局でございます。

まず、フォローアップや効果検証等のルールでございますけれども、関係省庁で決めている事業の実施要領というものがございます。その中で一般的には我々内閣府、地方出入国在留管理局、厚生労働省の担当部局において、必要に応じ、関係自治体又は監理実施機関に対して、本事業の実施状況等について報告を求めることができることとされてございます。また、特に内閣府地方創生推進事務局におきましては、帰国後の外国人美容師の海外における日本の美容に関する発信の状況につきまして、育成機関に対し報告を求めるなどにより、確認に努めることとされてございます。

こういったところは決めておるのですけれども、実際にそれがどういう形でどういうルートで関係自治体、それから監理実施機関とも連携しながら進めていくのかということについては、もう少し踏み込んで具体的に詳細にというところもひょっとしたらあるのかとは考えてございますし、先程来ご議論いただいているとおり、フォローアップ、それから効果検証も大変重要でございますので、その辺りは関係省庁、関係自治体、それから今日も関係団体にも同席いただいておりますので、こういった方々と連携、調整しながら、ルールについては適切に見直していくことも場合によっては必要ではないかと考えてございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

特に効果検証については、内閣府からルールを御説明いただいて、ある程度基本の枠組み自体はあるということだとは思いましたが、先ほどの東京都、北海道からの御説明を伺っていても、

まだもう少し詰めたほうがよいところがあるようにも見受けられました。そういった意味では、より一層の整備をしていくことが重要なのではないかと思います。

また、入管庁様からは、現時点での一般的なスタンスも含めてお話しいただいたのかと思いますが、1つ秩序立った形でということなどもあったりはしましたので、そこだけ念のためお伺いしておけるとよいかと思います。特に東京都様にお伺いしたほうがよいと思いますが、ここまでの受入れ、実施状況が、秩序立った形であることは大事ではないかというお話がありましたが、そういった意味では滞りなく、適正に実施されているような状況でスタートしていますでしょうか。

○橋間部長 御質問ありがとうございます。

現在の外国人美容師の方々の状況の確認というところでの御質問かと思います。現在の外国人美容師の方々の日本の美容の技能の修得状況、就労の状況につきましては、まず実際に働かされている美容室、育成機関でしっかり指導監督をするということが1つあります。その上で、監理実施機関におきまして、1年に1回技術修得面の状況を評価するということですか、半年に1回監査を実施しております。また、外国人美容師の方との面談なども適宜設けておりまして、様々な機会を通じまして外国人美容師の方々のそういった現在の状況は確認しておりますので、着実に進行していると考えてございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

何層かにわたって、幾つかの手法で検証したり、本人にもお伺いしたりというプロセスも含めて、着実に進んでいるというお話ではありました。そこは1つ運用としては、まずは適切に行われていると見受けられる状況である、と理解いたしました。ありがとうございます。

○中川座長 それでは、堀天子委員、お願いいたします。

○堀（天）委員 御説明ありがとうございます。

そもそも論になってしまうのかもしれませんが、私からは外国人美容師の方々の今後の見込みについて、関係自治体様へ御質問させていただければと思います。

まず、御提案が今回ありましたということからしますと、外国人美容師の就労者数は増加していく見込みでいらっしゃるのでしょうか。なかなか為替の問題もあり、日本に外国人の方々を誘致するのも大変という状況を理解しておりまして、それでもなお日本にお越しいただけるという見込みがあるのかどうかについてお伺いをしたいと思います。

そして、本事業の効果として、日本の美容技術の世界への発信と美容製品の輸出による産業競争力の強化が挙げられておりますが、日本の美容技術や美容製品というのは、世界的に見てポテンシャルはどの程度高いものなのでしょうか。そのポテンシャルを生かすために、外国人美容師にどのような貢献をしてもらえるのかを具体的に教えてほしいと思います。例えば、外国人美容師の方が日本で就労して外国の方も美容をできるようになるということで、インバウンドの効果があるということもあり得るのか、あるいは戻られてから海外で日本の技術を基に日本の美容を技術的・文化的にも広めていただくというようなアウトバウンドの需要が高いと考えておられるのか。それによって、最終的にフォローアップというお話が出てきておりますけれども、

何を KPI にして事業の貢献、進捗を測っていくべきなのかが違ってくるかと思ひまして、御質問でございます。

○中川座長 それでは、東京都様、北海道庁様、続けてお願いできればと思います。

○橋間部長 東京都でございます。

私からは今後の外国人美容師の増加の見込みというところを御説明させていただければと思います。昨年度末現在で 13 人というところで、御説明のとおりなのですが、現在も既に育成機関から新たな外国人美容師に関する育成計画の申請が複数来ているほか、育成機関の登録希望につきましても複数件相談を受けているところですので、今後も外国人美容師の人数や育成機関の登録数自体も増加する見込みであると考えてございます。

また、その他の質問のところ、業界の実情のところもあつたりしますので、監理実施機関からも御説明させていただきます。

○村橋理事長 外国人美容師監理実施機関理事長の村橋と申します。本日はありがとうございます。

このような機会に外国人美容師育成事業について皆様と現状を共有できたこと、非常に感謝しております。

お尋ねの件でございますけれども、現在 13 名ということで、すごく人数が少ないとお感じだと思ふのですけれども、実はアンケートをこのたび取りまして、今後 2 年間の推移を、全国の美容学校全てには取れなかったのですが、主要な学校 22 校に対して取りました。その結果ですけれども、現在、今年の卒業生 20 名程度が資格を取ったのですけれども、来年度の資格取得見込みがアンケートですと、これは全国 22 校に対するアンケートですけれども、57 名と。そして、その翌年、28 年度の取得者見込みが 181 名ということで、現在の値から考えますと、大体来年度は 3 倍、そしてその次は 9 倍という形で留学生のうち日本の国家資格を受ける人たちの数の増加が見込まれているということでございます。

それから、日本の美容技術に対する外国人の需要ですが、たまたま昨日もニュースで日本の美容室に外国人観光客が大変多く訪れている、人気であるということが報道されておりますけれども、実は我々が現場の美容室、育成機関から聞いておりますのはまさにこの話でございます、日本を訪れた外国人の間で、日本に行ったら何よりも美容室に行ったほうがいいよ、一度体験してみたほうがいいよという話が非常に SNS 上でなされていると。というのも、単なる技術というところだけでなく、ホスピタリティーであつたり、きめ細やかな配慮といったものに対する外国人の驚きがそういった話題になっていると聞いております。

また、日本の製品の輸出についてでございますが、かつていわゆる大手メーカーの化粧品が海外でもてはやされ、2021 年度ぐらいをピークにしていたわけですがけれども、その後、どちらかというと美容所等で販売されているような美容室ブランドの製品が海外で非常に人気が出てると聞いております。あるメーカーによりますと、海外の需要が大変高くて、いろいろな国から自国での展開を要請されているが、手が回らなくて順番待ちの状態であるとか。その理由は何かという、日本製品に対する信頼感が非常に高いということでございました。

外国人美容師の今後の活躍ですけれども、自国に帰って当然美容を広めていってくれるのですが、自分でサロンをつくって進めていこうと考えている人もあれば、現在の会社のいわゆる海外支店、それを一緒につくっていこうとか、そういった海外戦略をオーナーとともに考えてやっていこうとしている人たちが多くいます。中には大変優秀な子が多くて、イギリスを代表するような大学を卒業し、経営大学を修了したような子が、現在美容師として日本で働いていることがございます。こういった人たちがこれからどんどん活躍していく未来が私としては非常に見えているような状況でございます。

先ほど、効果検証というお話がございましたけれども、検証するのは当然必要でございますし、しっかりやっていくのですが、それと同時に、より効果を高めるための施策を今後我々の中で一緒に考えていかなければならないのかと課題として考えております。

説明は以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

北海道様、いかがでしょうか。

○岡田室長 北海道でございます。御質問ありがとうございます。

東京都さんの御回答と重なる部分があるかもしれませんが、北海道の状況です。まず、旭川の理容美容専門学校におきまして、現在ベトナムの学生さんが在籍してございます。この専門学校では今後も留学生の受入れを見込んでおりまして、海外での学校説明会などを行う予定と聞いてございます。また、旭川市内の美容学校への留学生の増加を通じまして、今回の事業を利用する外国人美容師の人数も増やしていきたいという地域の意向もございます。

2つ目の御質問です。ポテンシャルや効果などについてですけれども、アウトバウンドとインバウンド両方の側面があるかと考えております。まず、帰国後の将来の活躍というところの期待もでございます。一方、インバウンドの部分では、日本人の美容師と一緒に働くというところで、この対応力の強化ですとか、日本人側の効果ということで相乗効果という側面もあるかと思えます。こうした双方の効果を高めていくところにも北海道としても期待感を持ってこの事業に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○堀（天）委員 ありがとうございます。

そうすると、来ていただくというところは13人とどまらず大きな需要がありそうだということや、どちらかというところずっと日本に未来永劫いていただいとより、来ていただいているときの日本人美容師にもいい影響がある、戻られてから帰国後も海外拠点なども担っていただきながら、日本の企業にもプラスの効果になりそうだというアウトバウンドの効果も見込めるということでお伺いしました。

入管庁様、今のお話を受けて、そうしたことを期待しての制度だということ今度の制度として合致しているのかどうか、何かあればコメントをいただければと思います。

○中川座長 入管庁様、いかがでしょうか。

○財津室長 出入国在留管理庁政策調整室長の財津でございます。

今、堀委員がおっしゃったとおりではございますが、我々の受止めとしては、これは外国人の留学生を美容室で受け入れて、そこで日本式の美容に関する技術や文化を世界に発信する担い手となってもらい、帰国後に担い手となってもらうことでクールジャパンの推進を図る、インバウンドの需要に対応するところが大事だと思います。当庁はこの事業を具体的に評価するという専門的知見は持っていないものではございますが、帰国してからどういうところに、どういう形で発信しているかがうまく見えて、その事業がうまく回ることが検証されてこそ、この事業を行ってよかったと評価できるようなものになるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○堀（天）委員 ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、帰国後のフォローアップにつきましては、内閣府と関係自治体の方が帰国後にどのような効果があったのかをフォローアップする検討の中で詳細を詰めていただければと思います。

それでは、堀真奈美委員、お願いします。

○堀（真）委員 ありがとうございます。

厚生労働省さんに伺いたいのですけれども、内閣府においても「外国人との秩序ある共生社会」の推進がはかられており、また、育成就労制度では、人材不足の分野で特に外国の方に来ていただくということが多いと思います。今回の美容業界に関しては、もちろん、目的は、特区ならではの目的であり、先ほどの説明のように、インバウンド、アウトバウンドの効果が期待できるということも理解はしています。ただ、美容業界全体の美容院の事業所数は十数年増加傾向だと思えますし、また、美容師数もむしろ増加傾向にあるかと。美容院によっては撤退といえますか、縮小しているような状況があると思うのですが、そこについてどのように考えられているのかを1点伺いたいです。

もう一点は、国民健康保険などの適用であるとか、社会保険適用など、いろいろと別のところでは問題となっておりますが、今回は、問題はないと思ってよいのか。おそらく、育成機関等がしっかり管理されるということだと思うのですけれども、美容院は比較的小規模のところが多いと思います。海外展開し、美容製品を販売できるような企業化しているような大規模なところもあれば、そうではないところも2層分化していると思うのです。外国人の方が国家資格として美容師の資格を取ったときに、どういうところで働くのかによってもその辺の確認の仕方は違うのではないかとと思うのですが、確認の仕方についてはひょっとすると業界の団体の方あるいは在留庁の方に伺ったほうがいいかもしれませんが、その辺りをどのようにお考えなのかを確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○中川座長 それでは、まずは厚生労働省様、お願いします。

○宮腰課長 厚生労働省生活衛生課の宮腰です。

1点目の御質問なのですが、美容所の数や従業員の数についてのお尋ねだと理解しております。御指摘の現状でございますが、人口減などもございますので、ほかの業種と比べて美容所が

すごく多いかどうかというところは、手元にはすぐデータがないのですけれども、著しく減っている印象を持っているわけではございません。

社会保険の関係の御質問かと思うのですが、基本的にはこの方々は美容院で雇用されて就業されているということですので、人数にもありますけれども、5人以上であれば被用者保険に入って事業所のほうで入れていると認識をしてございますし、もし非適用の事業所であれば国保に入ってやるということになるかと思えます。

以上でございます。

○堀（真）委員 ありがとうございます。

質問の趣旨としましては、従業員数5人未満の事業者が圧倒的に多い業界だと思いますので、そのところを本当に管理することができるのか、それからアウトバウンドの美容製品の販売というところについても、きちんとした体制で責任を持てるような事業主だけが受入れ先になるのかというところを確認したいと思えます。今のところは、当然問題はないということですし、人数も少ないということでしたが、今後もう一人の堀委員の質問の回答でも増えていくということでしたので、その辺もどのようにフォローアップされるのかを伺えればと。

○中川座長 社会保険に関する確認を誰が取るのかということでしょうか。

○堀（真）委員 そうです。要は、会社を辞めたりすることもあるかと思えますし、離職率も高い業界かと。3年以内で離職・転職している人も多いと思えますので、そういう離職率が低く定着するようしっかりした企業が必ず受入れ先ならば、日本の美容業の魅力を世界的に発信していく、あるいは美容製品を販売していくということになるのかと思えますが、どうなのだろうか。実際、国家資格を取得した以上、5人未満の小さな美容院で勤務、転々とする可能性もあるのではないかと思ったので、そのところの確認をどうされるのか。受け入れるところが5人未満というところがないというならばそれはそれでいいかと思うのですけれども、お伺いできればと思えます。

○中川座長 制度的にそれが否定されているわけではないとは思うのですけれども、東京都様か監理機関の方に今の実情を御説明いただいたほうが堀委員の御質問には沿うように思いますので、御説明いただけますでしょうか。

○村橋理事長 外国人監理実施機関の村橋です。

御指摘のとおり、本当に中小・零細が主になっている業界です。今回は育成機関ということで、この外国人美容師を受け入れることができるサロンについては、まず最低でも5年間の外国人美容師を預かるだけに値する経営管理ができていないか、要するに経営基盤があるかというところで、財務諸表等を見ながら1つは判断しています。それと、ちゃんと教育することができる人材がいるかといったことも踏まえて判断しています。

社会保険については、基本的に今までのところでは5名以上のところが多いです。もちろん御指摘のとおり、大きないわゆるチェーン店であったりするところもあれば、10人未満の1軒だけやっている美容室というところもございます。ですが、全ての育成機関について社会保険の加入状況等を全てこちらで監査し、実物の帳票を見ながら漏れがないかを見ています。

それから、転職の話がありました。確かに美容業界では短期間の転職が多いわけですが、この外国人美容師に限っては、まず就労場所、例えばどこどこサロンの銀座店というところまで入管庁で許可を得る際に決めておりますので、そう簡単にすぐに辞めて次のサロンに行くよというような制度では根本的にないということを御理解いただければと思います。

以上でございます。

○堀（真）委員 分かりました。

それでしたら、技能実習で問題となっていたような失踪のように、集団でどこかにいなくなってしまうとか、そういうことはなく、基本的にはしっかりと体制が整っているところでやっていくと理解をしました。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかに発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、外国人美容師育成事業につきましては、活用中の東京都において新規就労を開始してから3年超が経過し、これまで目立ったトラブル等もなく運用されていること、またインバウンド需要への対応など一定の効果も発現されつつあることが確認できました。

また、区域計画の新規認定を受けた北海道において、事業の開始に向けた準備を着実に進めていることも確認できました。

一方で、先般の区域会議において黄川田大臣から御指摘があったとおり、国家戦略特区制度においては、我が国を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえつつ、不断の見直しを行うこととされており、本事業についても外国人の受入れ、秩序ある行政のための総合的な対応策など、政府全体の政策との整合性等を考慮して、点検・検証しながら進めるという視点も重要と認識しています。

その観点から、本日の議論を踏まえ、日本式美容に関する技術・文化の世界への発信や日本の美容製品の輸出による産業競争力の強化を含むクールジャパンの推進という本事業に期待された効果を的確に上げることができるのか、まずは現行の東京都と北海道の2区域に絞ってフォローアップや効果検証をしっかりと行っていくことが重要と考えます。

このため、内閣府及び関係省庁におかれては、東京都や北海道とも連携し、本制度を活用した外国人美容師が帰国した後のフォローアップや効果検証のための具体的なルールづくりなど、必要な制度の見直しを検討していただきますようお願いいたします。

また、東京都、北海道におかれては、引き続き運用状況につきまして必要なフォローアップや効果検証等を行っていただきたいと考えます。

本日はどうもありがとうございました。